

九州大学役員会規則

平成16年度九大規則第4号
施行：平成16年4月1日
最終改正：令和4年3月29日
(令和3年度九大規則第74号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第27条第2項の規定に基づき、役員会の議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 役員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総長
- (2) 理事

(議決事項)

第3条 総長は、次の事項について決定をしようとするときは、役員会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての意見（九州大学が国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項
- (2) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 学部、学府、研究院その他重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

(議長)

第4条 役員会に議長を置き、総長をもって充てる。

- 2 議長は、役員会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した理事がその職務を代行する。

(議事)

第5条 役員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 役員会の議事は、出席した構成員の4分の3以上の賛成をもって決する。

(構成員以外の出席)

第6条 役員会は、必要であると認めた者の出席を求め、議案に関する説明又は意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 役員会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、役員会の運営等に関し必要な事項は、役員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第40号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第74号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。